

資料提供

茨城県県民生活環境部
廃棄物規制課不法投棄対策室
室長補佐：須藤 慎一
TEL 029-301-3033

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

令和4年3月3日
茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項及び法第15条の3第1項の規定により、下記のとおり行政処分を行った。

記

事業者の名称及び所在地	中国通商株式会社 (東京都墨田区太平三丁目9番12号徳恵ビル)
許可番号	第00801129154号
処分年月日	令和4年2月25日
処分内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分理由	中国通商株式会社の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第235条の窃盗罪により、平成31年3月19日に千葉地方裁判所において懲役2年6月（執行猶予4年）の刑に処せられ、同年4月3日にその裁判が確定したことは、法第7条第5項第4号ハに該当し、当該事実は、法第14条第5項第2号ニに該当する。